

令和4年度第1回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

1 日時 令和4年6月6日（月）午後6時30分～午後7時50分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

大野会長、田中副会長、金子委員、小瀬委員、齊藤委員、榊委員、杉山委員、本多委員、宮崎委員

（2）事務局

企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、河津主事、井上主事

4 傍聴者 0名

5 議題 改正個人情報保護法の施行に伴う対応について

6 議事要旨

会 長 改正個人情報保護法の施行に伴う対応について、説明を求める。

事務局 それでは、改正個人情報保護法の施行に伴う対応について、説明させていただきます。本日は、現在、本市に適用されている個人情報保護条例と改正個人情報保護法との違いを中心に、改正個人情報保護法のポイントをいくつか御紹介できればと思っております。事前にお配りいたしました説明資料に沿って説明させていただきますので、そちらをご覧ください。それでは、早速、1ページ目の「はじめに」をご覧ください。

本資料では、凡例に記載しておりますとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報保護法を「新法」と、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正後の個人情報保護法施行規則を「新規則」と、本市の個人情報保護条例を「条例」と、便宜上、それぞれ置き換えて記載しております。これからの説明につきましても、これにならって説明させていただきますので、この点、御留意いただければと思います。

それでは、まず、個人情報保護法の改正の目的についてです。

既に委員の皆様も御存知かもしれませんが、令和3年5月19日に個人情報保護法の改正を含む、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

改正の目的につきましては、個人情報保護委員会による7月開催の全国説明会におきまして、主に『「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化』、それから『国際的制度調和』、これらの2つの観点から行われたものであるとの説明がされております。これらの改正の目的の具体的な趣旨につきましては、時間の都合上、本日は割愛をさせていただきます。

続きまして、2ページ目の「個人情報保護制度の全体像」についてです。こちらの図の左側、

「現行」の部分、まず、ご覧ください。そちらの真ん中に各法令が適用される「対象」が記載されております。そちらの「対象」には、左から、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、それから地方公共団体等がそれぞれ記載されております。いずれの対象もその上に記載されている法令の名称やそれらの所管が異なっているかと思えます。例えば、黄緑色の部分、地方公共団体等でしたら、適用される法令は、各地方公共団体で制定している「個人情報保護条例」、また、その所管は各地方公共団体となっております。

このように、現行の法制におきましては、個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法令やその所管が異なっておりました。この現行の法制が、今般の改正により、民間事業者を規律している個人情報保護法、国の行政機関を規律している行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を規律している独立行政法人等個人情報保護法、これらの3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されました。これにより、個人情報保護制度の全体の所管につきましても、個人情報保護委員会に一元化されることとなります。この新法の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。このように、来年の4月1日からは、本市にも新法が直接適用されることとなりますので、それまでに既存の条例の改廃等が必要となってまいります。

続きまして、3ページ目の「新法第5章の適用対象」についてです。新法は第1章から第8章までの8章立てで構成されております。そのうちの新法第5章が公的部門について規律している章となっております。この新法第5章は、同章の適用を受ける「行政機関等」のほか、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた民間事業者等にも適用されます。この「行政機関等」につきましては、新法第2条第11項に定義規定が置かれております。下の枠囲みに新法第2条第11項の規定を記載しております。こちらの(2)の赤字で記載しております、「地方公共団体の機関」に、本市の市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関がそれぞれ該当いたします。

一方で、括弧書きのとおり、議会につきましては、適用対象から除かれております。また、「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれるとされております。

続きまして、4ページ目の個人情報の定義についてです。個人情報につきましては、新法第2条第1項に定義規定が置かれております。左下の枠囲みに新法第2条第1項の規定を記載しております。こちらの(1)の赤字で記載しておりますとおり、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」、と規定されております。

これに対して、従来の国等の公的部門の規定におきましては、矢印の右側に、赤字で記載しておりますとおり「他の情報と照合することができ」と規定されておりました。これらの違いは、「容易に」との文言があるか否か、という点にあります。このように、「容易に」との文言の有無の点で、民間部門と国等の公的部門とで個人情報の定義に差異があったところですが、今回の見直しにより、民間部門の定義に統一されました。

この点、本市では、右側中央の枠囲みに記載しておりますとおり、個人情報について、条例第2条第2号において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」と定義しております。新法と比べると簡潔な規定になっておりますが、個人情報の範囲について、解

釈において民間部門の定義と同様に取り扱っているため、実務上の影響はないものと考えております。

続きまして、5 ページ目の要配慮個人情報の定義についてです。本市では、条例第7条第2項において、「思想等に関する個人情報」の定義と、その収集の制限に関する規定を設けております。この「思想等に関する個人情報」の定義が今般の改正により、「要配慮個人情報」に移行されることとなります。右下の枠囲みに条例第7条第2項の規定を記載しております。こちらの(1)から(4)までに記載しておりますとおり、「思想等に関する個人情報」には、思想、信教、信条、社会的差別の原因となる個人情報、これらの4つの個人情報が含まれております。

これに対して、新法の「要配慮個人情報」には、左下の枠囲みに記載しておりますとおり、(1)から(7)までの7つの情報が含まれております。条例と新法での定義の違いは、各枠囲みの赤字部分のとおりとなっております。この点、本市では、新法第2条第3項の赤字で記載しております、人種や社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の条例に直接規定していない情報につきましても、解釈において、条例第7条第2項の赤字で記載しております、「社会的差別の原因となる個人情報」、こちらに含まれるものとして取り扱っております。

続きまして、6 ページ目の条例要配慮個人情報の定義についてです。先ほどのスライドでは、要配慮個人情報の定義について御説明いたしました。地方公共団体の機関におきましては、この要配慮個人情報の他に、地域の特性等により取扱いに特に配慮を要する記述等がある場合には、新法第60条第5項において、条例要配慮個人情報として独自の規定を設けることが認められております。

なお、条例要配慮個人情報として、独自の規定を設ける場合であっても、条例要配慮個人情報について、新法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、民間事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、新法の趣旨に照らし認められないとされております。

続きまして、7 ページ目の個人情報の取得及び保有関係のうち、「利用目的の特定等」についてです。新法第61条第1項において、個人情報の保有は、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする、具体的な事務の遂行に必要な場合に限り認められるとされております。また、個人情報の保有に当たっては、その利用目的を特定しなければならず、加えて、新法第61条第2項において、個人情報の保有は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内に限り認められるとされております。これらの点は、基本的に条例の規定と同様となっております。

一方で、特定した利用目的につきましては、保有個人情報の開示請求を受けた場合で、開示請求者に対して、その保有個人情報の開示を行う際は、新法第82条第1項において、開示請求者に対してその特定した利用目的を通知する義務が新たに課されております。

続きまして、8 ページ目の個人情報の取得及び保有関係のうち、「利用目的の明示」についてです。新法第62条において、書面等により本人から個人情報を直接取得する際は、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する義務が新たに課されております。そのため、今後は、申請書などの様式や市から送付する案内文に個人情報の利用目的を記載する等の対応が求められます。

続きまして、9 ページ目の個人情報の取得及び保有関係のうち、「本人からの収集原則」についてです。条例におきましては、条例第7条第3項において、個人情報について、本人から

収集することを原則とする旨の規定がありますが、新法におきましては、これに相当する規定はありません。

一方で、新法は、個人情報の保有は所掌事務に必要な場合に限定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしているほか、不適正な利用の禁止、適正な取得、安全管理措置等の定めを置いております。加えて、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務を課しており、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっております。これらの保有する個人情報の保有制限、安全管理措置、それから本人の関与機会の確保を通じて、個人情報の保護が既に図られていることから、本人からの収集原則に係る規定を設けることは認められないとされております。

続きまして、10ページ目の要配慮個人情報の取得及び保有関係のうち、「収集に係る制限」についてです。条例におきましては、条例第7条第2項において、「思想等に関する個人情報」の収集を原則として禁止する旨の規定がありますが、新法におきましては、これに相当する規定はありません。

一方で、新法は、先ほどのスライドでも御説明したとおり、要配慮個人情報を含む個人情報全般について、その保有は、所掌事務に必要な場合に限定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしているほか、不適正な利用の禁止、適正な取得等の定めを置いております。新法におきましては、これらの規定を遵守することにより、要配慮個人情報について適正な取扱いを図ることになりますが、漏えい等により本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、安全管理措置において差異を設けることが考えられます。

続きまして、11ページ目の安全管理措置関係についてです。下の枠囲みの赤字で記載しておりますとおり、新法第66条第1項において、「安全管理のために必要かつ適切な措置」を講じる義務が課されております。この安全管理措置の具体的な中身につきましては、オレンジ色の背景の部分の1つ目に記載しておりますとおり、個人情報保護委員会から「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が示されております。

この点、本市では、これまで、情報セキュリティポリシーなどの規程等を策定し、これらに基づいて安全管理措置を講じてきたところです。そのため、新法が施行される来年の4月1日までに個人情報保護委員会が示している指針を参考に情報セキュリティポリシーなどの規程等を整備する必要があります。また、行政機関等における安全管理措置に関する規定は、新法第66条第2項において、委託先や指定管理者のほか、これらの再委託先にも適用されるものとされております。なお、委託先や指定管理者には、行政機関等における安全管理措置に加えて、民間部門における安全管理措置に関する規定も適用されることに留意が必要となります。

続きまして、12ページ目の漏えい等の報告等関係のうち、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知義務についてです。行政機関等が保有する個人情報が漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることになりかねません。そのため、新法第68条において、個人の権利利益を侵害するおそれが大きい事態が生じたときは、原則として、その旨を個人情報保護委員会へ報告するとともに、本人に対して通知する義務が新たに課されております。

続きまして、13ページ目の漏えい等の報告等関係のうち、報告等が必要となる事態について

です。個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となる事態につきましては、下の枠囲みに記載しております、新規則第43条の規定のとおりです。

続きまして、14ページ目の利用目的以外の目的のための利用及び提供についてです。条例の規定と同様、新法第69条第1項において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することは禁止されております。その上で、新法第69条第2項において、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められております。下の枠囲みに新法第69条第2項の規定を記載しております。例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合につきましては、こちらの(1)から(4)までのとおりです。

続きまして、15ページ目の個人情報ファイル簿関係のうち、個人情報ファイル簿の作成及び公表についてです。行政機関等が保有している個人情報ファイルにつきましては、新法第75条第1項において、原則として当該個人情報ファイルごとに個人情報ファイル簿を作成し、公表する義務が新たに課されております。この個人情報ファイル簿の作成が必要となる、個人情報ファイルにつきましては、新法第60条第2項に定義規定が置かれております。こちらの規定によりますと、システムで管理している個人情報のほか、表計算ソフトや紙媒体の帳簿で管理している個人情報につきましても、個人情報ファイル簿の作成及び公表が必要になることとなります。なお、個人情報ファイルに含まれる個人情報に係る本人の数が1,000人未満のものなど、一定の場合には、個人情報ファイル簿の作成及び公表は、不要とされております。

続きまして、16ページ目の個人情報ファイル簿関係のうち、個人情報ファイル簿の記載事項についてです。個人情報ファイル簿に記載する事項につきましては、個人情報保護委員会が示しております、下の図の標準様式第1－5のとおりです。なお、こちらの説明資料の図では、文字が見づらいかと思いましたので、別途、標準様式第1－5を参考資料の4として、事前に委員の皆さまにお配りしております。お手数ですが、参考資料の4をご覧ください。個人情報ファイル簿には、例えば、1ページ目の表の一番上、個人情報ファイルの名称や、上から4つ目の個人情報ファイルの利用目的、また、その下の個人情報ファイルに記録されている記録項目であったり、その2つ下の記録情報の収集方法などを記載することになります。個人情報ファイル簿の作成につきましては、現在、各担当課に担当者を登録してもらい、今月中に担当者向けの説明会を開催する予定となっております。

それでは、説明資料に戻りまして、17ページ目の個人情報ファイル簿関係のうち、個人情報取扱事務の届出についてです。先ほど、個人情報ファイル簿につきましては、個人情報ファイルに含まれる個人情報に係る本人の数が1,000人未満のもの、こちらは作成不要である旨、御説明いたしました。これに対して、条例におきましては、個人情報に係る本人の数にかかわらず、言い換えれば1,000人未満のものであっても、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務届出書を作成し、公表することとしております。新法におきましても、この個人情報取扱事務の届出に係る制度について、引き続き維持することができる旨定められております。

一方で、個人情報取扱事務届出書と個人情報ファイル簿とは類似の制度となっております。そのため、個人情報ファイル簿について、個人情報に係る本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルも作成対象とするなど、個人情報取扱事務の届出に係る制度との整合を図ることで、

個人情報ファイル簿に一本化することも考えられます。この点は、現在、内部で検討を進めているところです。

続きまして、18ページ目の開示、訂正及び利用停止に係る請求関係のうち、開示請求①についてです。新法におきましては、開示請求について、任意代理人からの請求及び郵送による請求が新たに認められております。これらのことは、訂正及び利用停止に係る請求についても同様です。任意代理人からの請求や郵送による請求におきましては、なりすましの防止といった観点から、適切に本人確認を行うほか、開示の方法を工夫するなど合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応する必要があります。なお、任意代理人からの請求や郵送による請求を実質的に制限することになるような規定を条例で設けることは、認められないとされております。

続きまして、19ページ目の開示、訂正及び利用停止に係る請求関係のうち、開示請求②についてです。新法におきましては、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報に含まれる情報を開示するか否かは、新法第78条第1項各号に掲げる情報に該当するか否かにより判断することになります。

一方で、新法におきましては、新法第78条第2項の規定による読替え後の第1項において、一定の要件の下、情報公開条例との整合性を確保するため、当該情報公開条例に規定されている特定の情報について、条例で定めることにより、新法と異なる運用をすることが認められております。下の枠囲みに新法第78条第2項の規定による読替え後の第1項を記載しております。こちらの(1)では、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、条例で定めるものについて、新法の規定にかかわらず、開示対象とすることができる旨、規定されております。また、(2)では、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要がある情報として条例で定めるものについて、新法の規定にかかわらず、不開示とすることができる旨、規定されております。

続きまして、20ページ目の開示、訂正及び利用停止に係る請求関係のうち、開示請求③についてです。条例におきましては、開示等の決定を原則として14日以内にする旨、規定しておりますところ、新法におきましては、原則として30日以内とされております。この点、新法におきましても、原則を30日以内から14日以内に短縮する規定を独自に設けることは、認められております。

一方で、このように、原則を14日以内に短縮する規定を独自に設ける場合であっても、延長することができる期間は30日が上限とされております。そのため、原則を「14日以内」、延長できる期間を「更に46日以内」として、最大で60日以内に開示の決定等をするという、現行の規定を維持することはできません。

この点につきましては、少し分かりづらいかと思いますので、今の説明を言い換えて御説明いたしますと、現行の規定は、右下の枠囲みの赤字で記載しておりますとおり、原則14日以内、最大で60日以内に開示等の決定をすることとされております。仮に、新法において、原則を14日以内に短縮した場合であっても、新法におきましては、延長できる期間は「更に30日以内」とされておりますので、「14日+30日」の「最大44日以内」に開示等の決定をする必要があります。このように、原則を14日以内とする規定を維持しようとする、最大44日以内に開示等の決定をする必要が生じます。

そこで、本市では、原則を14日以内に短縮するような独自の規定は設けず、新法の規定のとおり、「原則30日以内」、「最大60日以内」の規定をそのまま適用することとした上で、運用においては、引き続き原則14日以内に開示等の決定をすることを予定しております。

続きまして、21ページ目の開示、訂正及び利用停止に係る請求関係のうち、開示請求④についてです。開示請求に係る手数料の額につきましては、新法第89条第2項において、「条例で定める額の手数料」として、条例に委任されております。この点につきましては、現行の規定のとおり、手数料の額を無料とした上で、開示を写しの交付による方法とした場合には、当該写しの交付を受ける者に対して、当該写しの作成に要する費用を負担させる旨の規定を設けることを予定しております。

続きまして、22ページ目の開示、訂正及び利用停止に係る請求関係のうち、訂正請求についてです。条例におきましては、条例第25条第2項において、訂正請求をする際には、事実確認に関する書類等を提示させる義務を課しておりますところ、新法におきましては、これに相当する規定はありません。また、実施機関が、事実確認に関する書類等、又はその写しの提出を求めることができる旨の規定につきましても、同様に、新法において、これに相当する規定はありません。この点、これらの規定について、独自の規定を設けることは、請求者に対して一方的に、訂正を求める内容が事実と合致することの立証責任を課することになります。そのため、これらの規定について、独自の規定を設けることは、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるとして、認められないとされております。なお、独自の規定を設けなくとも、請求者は、保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるとされております。

続きまして、23ページ目の行政機関等匿名加工情報関係についてです。新法第111条において、行政機関等匿名加工情報について、提案の募集をする義務が新たに課されております。一方で、新法附則第7条において、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関にあっては、当分の間は任意とされております。そのため、本市におきましても、提案募集制度を導入するか否かについて、当分の間は任意となっております。

なお、この提案募集制度につきましては、国の行政機関や独立行政法人等では、既に平成29年からスタートしている制度です。そのため、国の方では、既に5年ほど運用されておりますが、この制度により行政機関等匿名加工情報が提供された事例は数件と聞いております。このような提案募集制度のニーズの状況に加えて、個人情報の加工という技術的な側面での課題もありますので、導入のタイミングにつきましては、これらのほか、近隣市の動向にも注視しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、24ページ目の審議会関係のうち、審議会の位置付けについてです。新法におきましても、新法第129条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨定められております。

一方で、今回の見直しにより、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、新法の規律を直接適用し、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されました。そのため、現在、条例において諮問事項とされているような個別の事案の新法に照らした適否の判断について、審議会に諮問することは、今回の見直しの趣旨に反し、認められないとされて

おります。この点、私どもとしても、今後の審議会の在り方につきましては、検討が必要であると考えているところです。

続きまして、25ページ目の審議会関係のうち、条例に定められている諮問事項についてです。新法において、審議会への諮問が認められないとされているものとしたしましては、「思想等に関する個人情報の収集」、「本人以外からの個人情報の収集」、「個人情報の目的外利用」、「個人情報の外部提供」、それから「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」が挙げられます。

一方で、新法におきましても、引き続き、審議会への諮問が認められるものとしたしましては、「情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項」が挙げられます。このように、新法におきましては、審議会に諮問することのできる事項が大幅に制限されることになります。

続きまして、26ページ目の条例改正関係についてです。条例に規定することを検討している主な事項につきましては、枠囲みに記載しておりますとおりです。今後、これらの事項について、検討を進めまして、条例案の素案を作成してまいりたいと考えております。

続きまして、27ページ目の今後のスケジュール（案）についてです。まず、上の行の「条例の改廃」について、私どもの考えているスケジュールを御説明いたします。「条例案の改廃」につきましては、9月上旬頃までに条例案の素案を作成いたしまして、この条例案の素案について、9月中旬頃から10月中旬頃までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施する予定です。その後、パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、条例案を作成し、12月議会で提案することを予定しております。審議会に置かれましては、条例案の12月議会での提案までの間、適宜開催の上、御審議賜れればと考えております。また、条例案について、無事、12月議会で可決されましたら、遅滞なく条例を公布いたしまして、新法が施行される令和5年4月1日までの間で、庁内への周知を図る予定です。

続きまして、真ん中の行の「内規の整備」についてです。こちらにつきましては、条例案の素案を踏まえまして、整備の方向性を検討し、新法が施行される令和5年4月1日までに対応を完了させる予定です。

最後に、下の行の「個人情報ファイル簿の作成等」についてです。こちらは、個人情報ファイル簿のスライドでも少し触れさせていただきましたが、今月中に各担当課の担当者向けに説明会を開催する予定です。その後、作業方針を検討し、8月頃から、適宜、個人情報ファイル簿の作成等の対応を進めていく予定でおります。

続きまして、28ページ目の個人情報保護委員会から示されている資料についてです。新法について、個人情報保護委員会から、下の枠囲みに記載しております、3つの資料が示されておりますので、参考までに御紹介させていただきます。なお、これらのうち3つ目の資料、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」につきましては、事前に委員の皆様にも配布をさせていただいているところです。その他の資料、特に2つ目の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」、こちらにつきましては、ページ数が500ページを超えるという、かなりボリュームのある資料になっておりますので、全文につきましては、大変お手数ですが、個人情報保護委員会のHPをご覧くださいますと幸いです。

それでは、長くなりましたが、改正個人情報保護法の施行に伴う対応についての説明は以上となります。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 説明資料の6ページ「条例要配慮個人情報」について、昭島市の地域の特性として、何か想定している情報はあるか。

事務局 検討中ではあるが、本市の地域の特性ということでは、今のところ想定している情報はない。規定する余地がある情報としては、L G B Tや同和関係の個人情報などが考えられる。特に同和関係は、西日本に多く見られる問題と承知している。ただ、条例要配慮個人情報を規定するに当たっては、個人情報保護委員会への事前相談が求められているため、条例要配慮個人情報として規定することができる情報というのは、ある程度限定的と考えている。

委 員 市が保有している個人情報には、紙媒体で管理しているものもあるか。

事務局 実態の把握にまでは至っていないが、紙媒体で管理しているものも存在すると考えている。今後は、D Xの推進により紙媒体で管理しているような情報は、段々となくなっていくものと考えている。

委 員 最近では、どのような個人情報について、開示請求がされているか。

事務局 例えば、介護保険法に規定する主治医師の意見書や認定調査票については、定期的の開示請求を受けている。

委 員 それは、本人からの請求か。

事務局 基本的には、本人からの請求であるが、御紹介のケースでは、既に本人が亡くなっていることもある。そのような場合には、御遺族が自らの情報として請求されている。なお、令和3年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況については、7月中旬頃に広報や本市のホームページで公表するとともに、審議会でも報告する予定である。

委 員 条例第2条では実施機関として議会が含まれているが、新法では議会を適用対象から除外している。この立法趣旨は何か。また、議会が保有している個人情報について、どのようにしてその適正な取扱いを確保するのか。

事務局 旧行政機関個人情報保護法において、国会や裁判所の自律性を考慮し、同法の適用対象としていないこととの整合を図るために除外されたものと承知している。一方で、これまで条例の適用対象としていたことから、何らかの規律を設ける必要があると考えている。この点、全国議長会で作成された条例（例）が本市の議会にも共有されている。現在、条例（例）等を参考にどのような形で規律するかを含め、議会において検討しているところと承知している。

委 員 説明資料の10ページ、「要配慮個人情報の取得及び保有関係（収集に係る制限）」について、安全管理措置において差異を設けることが考えられるとあるが、具体的にどのような差異を設けることを検討しているか。

事務局 この点は、検討中である。現行においては、情報セキュリティポリシー等の規程に基づき、安全管理措置を講じているところ、個人情報保護委員会が示している指針を踏まえ、整理したい。

委 員 安全管理措置において差異を設けることは、なかなか難しいのではないかと。要配慮個人情報であることをもって、高い安全管理措置を講じるということには、やや疑問を感じる。

委 員 特定個人情報との関係について、何か影響はあるか。

事務局 これまで、条例上の個人情報には、特定個人情報も含まれるものとして取り扱ってきたところ、新法においても、同様の取扱いとなっている。その上で、特定個人情報に固有の取扱いについては、番号法に新法の規定を読み替える規定が設けられている。このように、規律の基本的な

建付けは変わらないため、本市においては、大きな影響はないものと考えている。

委 員 今後の審議会の役割は、どのように変わるか。

事務局 今後の役割としては、事後的ではあるが、市の個人情報の取扱いについてチェックするという側面が強くなるものと考えている。例えば、これまで、審議会への諮問を経て個人情報の目的外利用や外部提供を行っている事務について、審議会への報告事項とすることは考えられる。また、新法においては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務が新たに課されている。その関係で、新たな役割として、個人情報ファイル簿を公表するに当たり、事前に審議会に内容を確認いただくということも、1つあり得るのではないかと考えている。

委 員 過去にこの審議会で了承した事項については、今後どのような取扱いとなるか。

事務局 現在、審議会への諮問を経て個人情報の目的外利用や外部提供を行っている事務については、過去に審議会の了承をいただいていることをもって、引き続きその事務を行うことはできないとされている。そのため、新法の規定に照らして、認められるか否かを判断する必要がある。その中で、新法の規定に照らして認められないようなものがあれば、運用を変えていく必要があると考えている。

会 長 新法が施行されると、審議会の諮問事項が大幅になくなるため、この審議会がどのような形で運営されるかという具体的なイメージは描き難いが、今日の説明で全般的に理解し得た。細かくは説明資料等を確認していただければと思う。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。